

入札監視委員会議事概要書

開催日時	平成26年1月23日(木) 午後1時30分	
開催場所	常陸大宮市役所 3階 行政委員会室	
出席委員	飛田 悦正 宮崎 忠恒 富永 幸一	
抽出案件	5件	(議事) ①入札契約の運用状況について ②審議対象工事の抽出結果について ③審議対象工事の審議について
一般競争入札	1件	
指名競争入札	3件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回答
委員 から の 意見 ・ 質問 及 び それ に 対 する 回答	1 入札契約の運用状況について	
	【入札制度改正】	
	○東日本大震災に関連する工事で、国や茨城県では不調となる入札があったようだが、常陸大宮市でもあったのか？又、再入札は実施したのか？	○平成25年度上半期の一般競争入札において2件ありました。該当案件については、設計内容等の見直しを行い、再入札を実施し契約を締結しました。
	○過年度の工事で平成24年度の工事件数が減少しているが、何か原因があるのか？	○経済対策関連工事や東日本大震災に関連する復旧工事が概ね完了となったため、減少していると考えられます。
	○指名競争入札において入札辞退者が出た場合、その者から辞退した理由をヒアリングしているのか？	○ヒアリングはしておりません。ただし、入札執行前に辞退する場合の「入札辞退届」には、辞退理由を記載してもらうようにしております。なお、入札を辞退した業者に対して、それを理由とした不利益な扱いはしておりません。これについては、入札心得へ記載し、入札参加者に対して周知しております。
○入札参加者が1者のみの場合、どのような取扱いをするのか？	○入札参加者が2者に満たない場合は、競争性が確保できないため、入札は中止としております。	
○業者選定基準で設計金額300万円以上700万円未満の工事は7者の指名であるが、8者を指名した理由は？	○該当する業者の受注状況や地域性を勘案し、8者を指名しました。	
○指名回数が業者によって差があるがなぜか？	○設計金額により指名業者選定数を定めており、又、4業種(土木一式工事、建築一式工事、ほ装工事、水道施設工事)については格付を設定し、選定していますが、工事の難易度及び地域性等を考慮したため、指名回数に差がでたものと考えております。	

○工事の発注は担当課からそれぞれに発注されているが、同時期に発注するとなった場合、指名業者の調整をするのか？

2 審議対象工事の抽出結果について

3 審議対象工事の審議について

【一般競争入札】

25国補公下第4号管渠布設工事

(上下水道部下水道課)

○郵便入札時の参加申請書類の受領有効は、消印で確認するのか？

○監理技術者は現場常駐が原則か？又、複数工事現場がある場合の技術者の確認はどうしているのか？

○特定建設業の許可とは？

【指名競争入札】

25道維第0230-001号

市道③-1141号線(山方)道路舗装工事

(山方総合支所経済建設課)

○発注区分では、ほ装工事格付Aを選定することになっているが、格付Bの業者を選定した理由は？

○地域性を考慮し、格付下位の業者を指名する場合はあるのか？

○減額変更契約を締結している理由は？

○ほ装工事格付A13者のうち、5者を指名しなかった理由は？

○工事の規模等を基準に指名しているため、発注課同士での調整は行っておりません。

○消印はなく、受領期限を設け、期限までに到達したものを有効としております。

○監理技術者等の技術者は、建設業法により公共性のある工事で、工事一件の請負金額が2,500万円(建築一式工事は5,000万円)以上の工事については、工事現場ごとに専任の監理技術者又は主任技術者を配置しなければならないことになっています。なお、同一業者において、複数の工事現場がある場合の技術者の確認については、契約締結時に提出される現場代理人及び主任(監理)専門技術者選任通知書により技術者の重複をチェックしております。

○発注者から直接請け負う一件の工事について、その工事の下請負代金額が3,000万円(建築一式工事は4,500万円)以上となる下請負契約を締結する場合に必要となります。

○地域性を考慮し、一部格付Bの業者を指名しました。

○工事内容や難易度を考慮し、指名する場合があります。

○工事内容に一部変更が生じたため、減額変更契約を締結しました。

○手持工事等を考慮し、選定しませんでした。

○国や茨城県の受注工事を把握することは可能なのか？

○手持工事の有無によって、指名から除外していいのか？

【指名競争入札】

25市単簡水第2-1号

県道上檜沢下小川停車場線配水管布設替工事

(上下水道部水道課)

○水道施設工事格付C20者のうち3者を指名しているが、それ以外の17者を指名しなかった理由は？

【指名競争入札】

常陸大宮駅前防犯カメラ設置工事

(安全まちづくり推進課)

○指名業者5者のうち、無効が1者、辞退が2者あるが、辞退等の理由は何か？

○工期変更の理由は何か？

○設計書作成前に、製品の単価を決定する必要があるが、どのような方法で行ったか？

○単価を設定する際に、見積りを徴した業者は、指名したのか？

【随意契約】

美和ささの湯源泉ポンプ交換工事

(商工観光課)

○工期延長の理由が揚湯管劣化とあるが、発注時に確認できなかったのか？

○設計書作成前に、製品の単価を決定する必要があるが、どのような方法で行ったか？

○工事实績情報サービス（コリンズ）などで把握することが可能です。

○手持工事の状況により、受注しても技術者等の配置ができない場合は、法令上から除外しても問題ないと考えます。

○工事の規模から、過去に同種工事の施工実績があり、地域特性に精通する業者を選定したため、このような結果となりました。

○入札時に提出を義務付けている積算内訳書の提出がなかったため、無効といたしました。又、辞退については、機材購入が困難等の理由により、辞退の申し出があったものです。

○安全管理体制について一部変更する事態が生じ、その協議に日数を要したため、工期が延長となったものです。

○取扱実績のある3者から見積りを徴し、最低価格を採用しました。

○市内において、過去に同種工事の施工実績を有する業者がいないので、市外業者から見積りを徴しました。そのため、見積りを徴した業者は、指名しておりません。

○すべての管の劣化状況を発注時に確認できなかったため、源泉ポンプ引き上げ時に揚湯管の劣化状況を確認したところ、すべての管で劣化による破損が確認されことから交換することとしました。

○取扱実績のある3者から見積りを徴し、最低価格を採用しました。

<p>○大幅な増額変更契約となっているが、増額変更契約金額に制限はないのか？</p> <p>○随意契約理由に迅速な施工が見込めるとあるが、具体的にどのようなことなのか？</p> <p>4 その他</p> <p>○一般競争入札の対象額（設計金額2,000万円以上）を引き下げる予定はあるのか？</p> <p>○手持工事数により指名から除外するという事は、市が業者の受注工事数を制限していることにはならないか？</p> <p>○指名競争入札において、入札参加者の辞退等により2者で入札を執行しているが、競争性を確保するため、今後考慮する必要があるのではないか？</p> <p>○変更契約について、発注時に想定できなかったものはやむを得ないが、発注前に現場等をよく精査し、変更がないように努められたい。</p>	<p>○設計変更の範囲は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、請負金額が5,000万円以下の工事は、請負金額の100分の30以内、5,000万円を超え1億円以下の工事は、請負金額の100分の20以内、1億円を超える工事は市長と工事主管課長が協議して定める額となっております。</p> <p>○過去に同種工事の施工実績があることにより、現場の状況などが適切に把握でき、速やかな施工が見込めるものとしております。</p> <p>○現時点で対象額の引き下げの予定はありませんが、今後の工事規模等の状況や近隣自治体の取組状況等を勘案し、進めてまいります。</p> <p>○手持工事数を勘案するとは、業者の受注工事数を制限するものではなく、工事数により、技術者等が配置できない業者については、指名しないようにしているものです。</p> <p>○ご意見・ご指摘事項につきましては、全庁的な議論・検討をしてみたいと考えております。そのうえで、今後更なる適正な入札執行事務に努めてまいります。</p> <p>○工事発注前に現場等をよく精査し、変更がないように努めてまいります。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	